

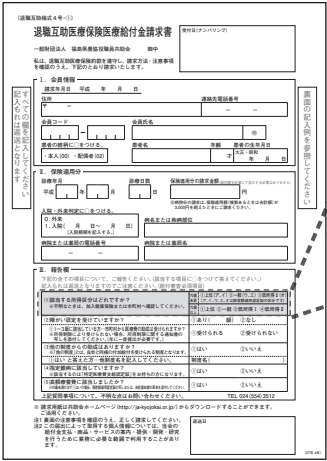
退職互助医療保険医療給付金請求書所得区分の記入について

所得区分は、健康保険高額療養費制度で使用する区分であり、所得に応じて区分(自己負担限度額)が違います。高額療養費制度は、病院や薬局に支払った保険適用の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が加入している健康保険から払い戻される制度です。

当会では、ご報告いただいた所得区分の自己負担限度額に応じた給付をさせていただくことになりますので、下記のフロー図(年齢・加入健康保険別)によりどの区分になるかご判断いただきますようお願いいたします。

所得区分のご報告がない請求書(○印の記入がないもの)及び、誤りがあると思われる請求書は返送となりますのでご注意ください。





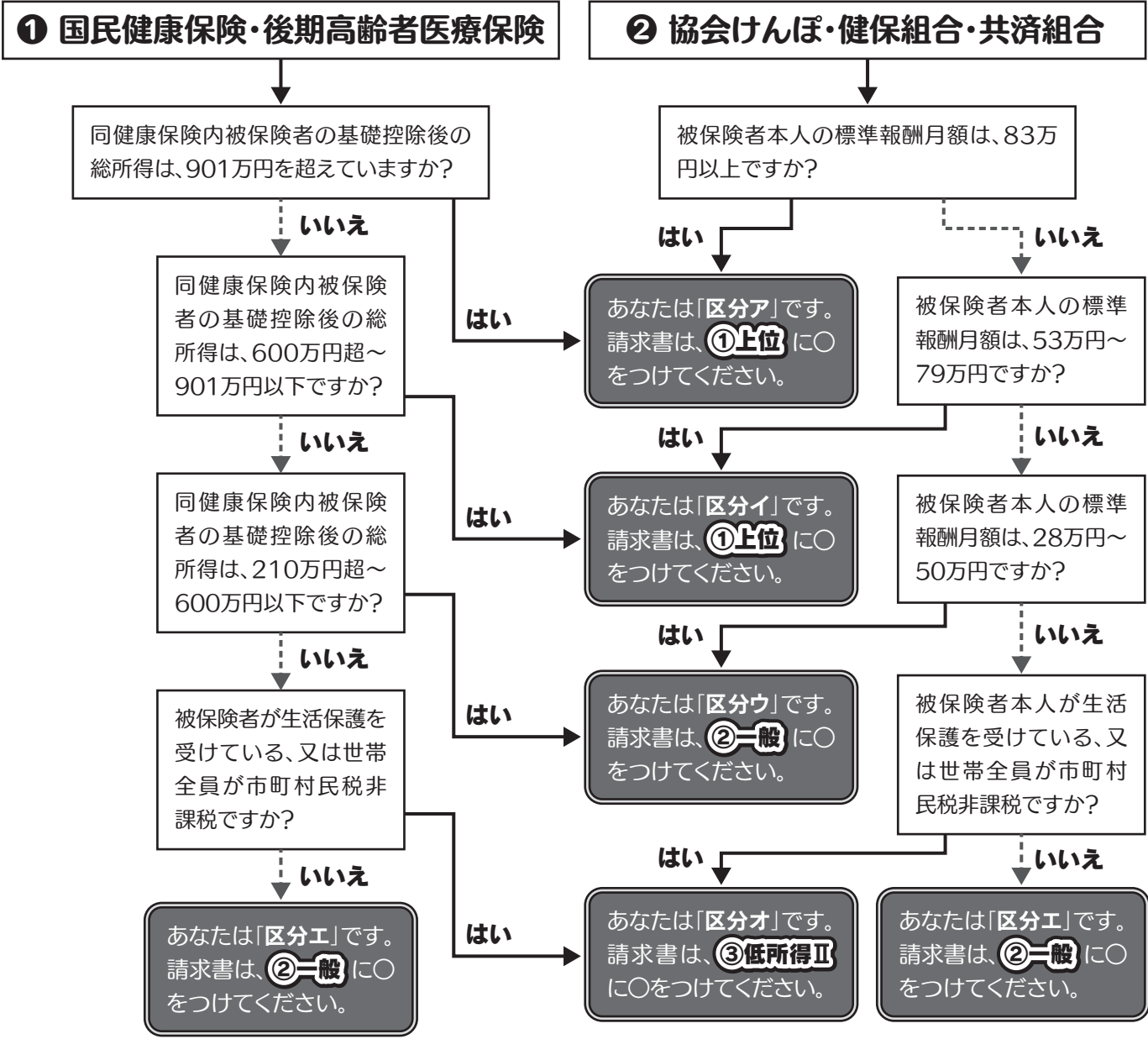
70歳未満	①上位(ア、イ) ②一般(ウ、エ) ③低所得Ⅱ(オ) (ア、イ、ウ、エ、オは限度額適用認定証の区分です)
70歳以上	①上位 ②一般 ③低所得Ⅰ ④低所得Ⅱ

※上記は現行の様式です。旧様式もお使いいただけますので、該当する所得区分でご報告ください。

ご自身の所得区分がわからない場合は、下記フロー図をご覧ください。

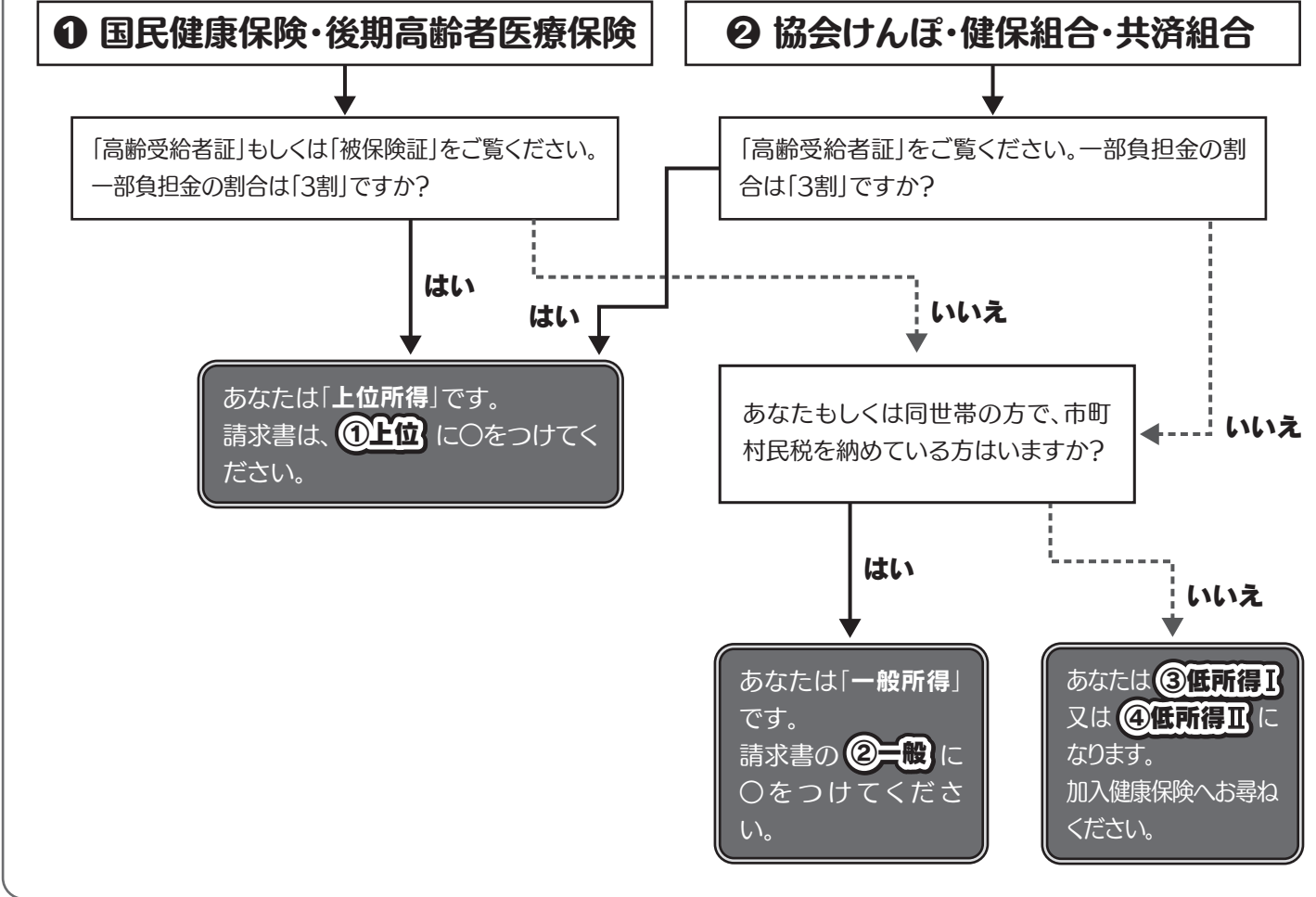
♥ 70歳未満の方

Q 加入している健康保険は何ですか？



♣ 70歳以上の方

Q 加入している健康保険は何ですか？



加入健康保険への問い合わせ方法

「低所得Ⅰ」か「低所得Ⅱ」か確認する場合やフロー図で判断できなかった場合に、加入している健康保険へ問い合わせする際は、「高額療養費制度に該当した場合、自己負担限度額は、どの所得区分に該当するか教えてください。」とお尋ねください。